

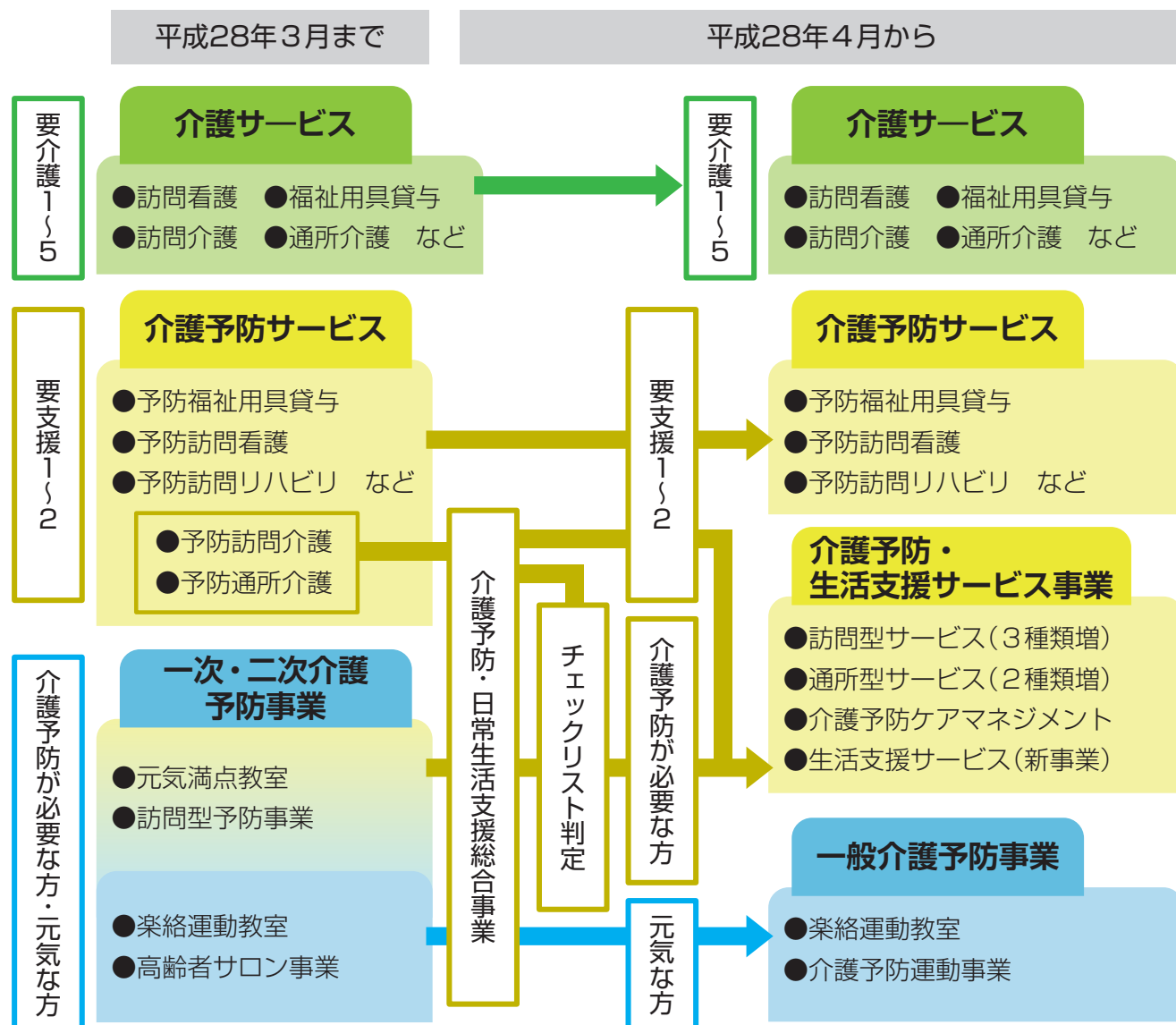
# 介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

問合せ 保健福祉課介護・福祉グループ ☎72-2000

介護保険制度の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が創設され、新十津川町では平成28年4月から新たな事業が開始されます。総合事業は「介護予防・生活支援サービス」と「一般介護予防事業」とで構成され、65歳以上の皆さまの介護予防と日常生活の自立を支援します。

## 《改正のポイント》

- 1 介護予防サービスの「訪問介護」「通所介護」は、介護保険から総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に移行します。
- 2 「介護予防・生活支援サービス事業」のみ利用する場合は、要支援認定の手続きをしなくても、基本チェックリストという判定の結果により、サービスの御利用が可能となります。
- 3 「通所介護」は、介護予防・日常生活の自立に向け、より積極的に身体機能の維持向上・認知症予防を図っていく内容になりました。
- 4 「訪問サービス」は、従来のサービスの他に、利便性を図った町独自のサービスが3種類増えます。また、見守りや困りごとの相談に対応する生活支援サービスを始めます。



# 一般不妊治療費の助成スタート!!

問合せ 保健福祉課健康推進グループ ☎72-2000

不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を目的に、不妊治療費助成事業を実施しています。これまでは、北海道から助成の決定を受けた特定不妊治療(体外受精・顕微授精)が助成対象でしたが、平成28年4からは内容を拡大します。

新規

## 【一般不妊治療】年間20万円まで!

- 対象となる治療など  
次の①・②の治療で、医師が不妊治療と認めたもの(医療機関が発行する証明書の提出が必要です)  
①保険適用の不妊治療・検査(タイミング法、ホルモン療法、その他の検査・治療)  
②人工授精  
※証明書の取得にかかる文書料も助成の対象
- 助成額  
1月から12月までの1年間の自己負担額の合計に対して、20万円を上限(平成28年度は4月～12月を対象期間とします。)
- 助成期間の限度  
治療開始日の妻の年齢が、満43歳に達するまで通算6カ年

## 【特定不妊治療】拡大内容

- 追加で対象となる治療  
特定不妊治療の一環として行う男性不妊治療(精子採取に関する手術療法)
- 助成額  
北海道の助成額を除いた1回の自己負担額に対して10万円を上限
- 助成回数の限度  
(北海道の基準に準じます。)  
・治療開始日の妻の年齢が40歳未満 →43歳に達するまで通算6回  
・治療開始日の妻の年齢が40歳以上43歳未満 →43歳に達するまで通算3回

## 【助成を受けることができる方(一般・特定共通)】

- 治療開始日に婚姻している夫婦であること
- 申請日において夫婦のいずれかが新十津川町に住所を有し、かつ、助成金の交付申請をする日まで引き続き1年以上居住していること
- 申請日の前年の夫婦の所得の合計額が730万円未満であること
- 医療保険に加入していること
- 町税を滞納していないこと
- 治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること



本町の特定不妊治療費の助成を受けるには、北海道の決定を受けている必要があります。

## 【北海道特定不妊治療費助成事業】

対象となる治療	体外受精および顕微授精およびその一環として行う男性不妊治療
対象者	夫婦のいずれか一方が道内に住所を有すること 法律上の婚姻をしていること 知事が指定した医療機関で治療したこと 夫婦の前年の所得(合計額)が730万円未満であること
助成額	採卵を伴う治療 1回につき15万円(初回30万円)を上限 過去に凍結した胚を用いる治療 1回につき7万5千円を上限 男性不妊治療 1回につき15万円を上限
助成回数の限度	治療開始日の妻の年齢が40歳未満 43歳に達するまで通算6回 治療開始日の妻の年齢が40歳以上43歳未満 43歳に達するまで通算3回 治療開始日の妻の年齢が43歳以上 助成対象外

○手続などの詳しい内容については、滝川保健所(☎24-6201)へお問い合わせください。